［略］

B　前年度における令和７年改正前の省令第37条の４の２の額

（地方消費税交付金の基準額の算定方法等）

第三十七条の四の三　地方消費税交付金の基準額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

A ＋ B

算式の符号

A　次の算式Ⅰによつて算定した地方税法第72条の115第１項の規定による基準額（以下「地方消費税交付金基準額（従来分）」という。）

算式Ⅰ

a × α × 0.75

算式Ⅰの符号

a　地方税法第72条の115第１項の規定により当該市町村に前年度の６月、９月、12月及び３月に交付される地方消費税交付金の額

α　0.986

B　次の算式Ⅱによつて算定した地方税法第72条の115第２項の規定による基準額（以下「地方消費税交付金基準額（引上げ分）」という。）

算式Ⅱ

b × β × 0.75

算式Ⅱの符号

b　地方税法第72条の115第２項の規定により当該市町村に前年度の６月、９月、12月及び３月に交付される地方消費税交付金の額

β　0.986

（ゴルフ場利用税交付金の基準額の算定方法）

第三十七条の五　ゴルフ場利用税交付金の基準額は、地方税法第百三条の規定によつてゴルフ場利用税交付金を交付されるべきゴルフ場所在市町村について、当該市町村を包括する都道府県の条例により定められた当該年度の四月一日現在のゴルフ場に係る一人一日当たりの税率（これによ

［同左］

B　前年度における令和６年改正前の省令第37条の４の２の額

（地方消費税交付金の基準額の算定方法等）

第三十七条の四の三　地方消費税交付金の基準額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

A ＋ B

算式の符号

A　次の算式Ⅰによつて算定した地方税法第72条の115第１項の規定による基準額（算定の過程においては掛け放しとし、当該算式によつて算定した額に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下「地方消費税交付金基準額（従来分）」という。）

算式Ⅰ

α × 0.5 ×（a ／ b ＋ c ／ d）× 0.75

算式Ⅰの符号

α　道府県が地方税法第72条の115第１項の規定により当該道府県内の市町村に交付する当該年度の見込額

a　市町村人口（当該市町村の地方税法第72条の115第１項に規定する人口（ただし、地方税法施行規則附則第３条の２の４の規定の適用を受ける市町村については当該規定による人口とする。）とする。以下この条及び附則第14条の10において同じ。）

b　当該市町村の属する道府県人口（当該道府県内の区域内の市町村に係る市町村人口の合計数とする。以下この条及び附則第14条の10において同じ。）

c　当該市町村従業者数（当該市町村の地方税法第72条の115第１項に規定する従業者数（ただし、地方税法施行規則附則第３条の２の５の規定の適用を受ける市町村については、当該規定による従業者とする。）とする。以下この条において同じ。）

d　市町村の属する道府県従業者数（当該道府県内の区域内の市町村に係る市町村従業数の合計数とする。）

B　次の算式Ⅱによつて算定した地方税法第72条の115第２項の規定による基準額（以下「地方消費税交付金基準額（引上げ分）」という。）

算式Ⅱ

β ×（a ／ b）× 0.75

算式Ⅱの符号

β　道府県が地方税法第72条の115第２項の規定により当該道府県内の市町村に交付する当該年度の見込額

a　市町村人口

b　市町村の属する道府県人口

（ゴルフ場利用税交付金の基準額の算定方法）

第三十七条の五　ゴルフ場利用税交付金の基準額は、地方税法第百三条の規定によつてゴルフ場利用税交付金を交付されるべきゴルフ場所在市町村について、当該市町村を包括する都道府県の条例により定められた当該年度の四月一日現在のゴルフ場に係る一人一日当たりの税率（これによ